

患者・国民の生命をおびやかす二交替制勤務の導入・撤回を求める意見書

「いつでも、どこでも、だれでも安心して医療が受けられる」ことは、すべての国民の願いであり、憲法25条は「国民がひとしく健康で文化的な生活を享受する権利と国の責務」を定めています。

特に、医療従事者のなかで数が最も多い看護婦は、1日24時間を通して、患者さんの病気の回復とともに、不安や急変に対応し、生命の安全を守るという重要な仕事をしています。

ただでさえ、深夜労働は人間の生態リズムに反しており、今の8時間労働でもきつい職場です。これが長時間労働になると「頭がボーッとして、次の行動に移るのに時間がかかり、流動食の注入もこれで大丈夫かと何度も確認」「疲労がピークに達している、朝方には目まいや吐き気がおそってくる」など、また、二交替制が導入されている病棟の患者アンケートでは、「看護婦さんは大変疲れているようだ」が88%、「二交替制をやめて三交替制にすべき」が87%などと、長時間夜勤が看護婦の疲労を極限まで高め、患者サービスの後退をきたし、そして家庭生活をも犠牲にしている実態が明らかになっています。

まして、大きく医療体制の面でたちおくらしている沖縄県では、国立医療機関の存在と役割は大きいものがあります。国立病院で二交替制勤務が導入されていくなれば、これから多くの公的病院・民間病院に波及していくことは必至であり、患者・国民の生命も脅かされます。

看護婦の長時間夜勤・二交替制勤務の「危険性」は明らかであり、やはりいのちを預かる医療機関にはなじまない勤務体制であることが事実を通じて証明されていると思います。医療事故という患者犠牲のあつてはならない事態をつくらないためにも1日も早い二交替制の中止が強く求められています。

よって北谷町議会は「患者・国民の生命をおびやかす二交替制勤務の導入・撤回を求める」ため、次の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1．患者の安全と看護婦の健康に支障をきたす長時間夜勤・二交替制勤務をおこなわないこと。
- 2．看護婦の夜勤は1勤務8時間で複数・月6日以内とすること。
- 3．看護婦を大幅に増やし、よい看護を実現すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

1998年3月26日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

厚生大臣 厚生省九州地方医務局沖縄分室長 国立療養所沖縄病院長 国立療養所琉球病院長